京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則

平成20年4月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「政令」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。)、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第32号。以下「条例」という。)その他特別の定めがあるもののほか、後期高齢者医療の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害認定の申請)

- 第2条 省令第8条第1項の障害認定申請書は、後期高齢者医療障害認定申請 書及び資格取得(変更、喪失)届書(第1号様式)とする。
- 2 京都府後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請が政令別表に定める程度の障害の状態(以下「障害認定の状態」という。)にあると認めたときは、省令第16条第1項に規定する資格確認書を交付又は省令第20条第1項に規定する資格情報通知書を通知し、障害認定の状態にないと認めたときは、後期高齢者医療障害認定申請却下通知書(第2号様式)により当該申請者に通知する。
- 3 省令第8条第2項の規定により障害認定の申請の撤回をしようとする者は、 障害認定申請撤回書兼後期高齢者医療資格喪失証明書交付申請書(第3号様 式)を広域連合長に提出しなければならない。

(被保険者資格の取得、喪失等に関する届出)

第3条 省令第10条、第11条及び第22条から第26条までに規定する届 書は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得(変更、喪失)届書(第 1号様式)とする。

(病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出)

第4条 省令第12条に規定する届書は、後期高齢者医療住所地特例開始(変

更、終了) 届書(第4号様式)とする。

(資格確認書の交付申請)

- 第5条 省令第16条第1項第4号に規定する後期高齢者医療広域連合が定める事項は、自己負担限度額等の適用区分及びその発効期日、特定疾病区分及びその発効期日並びに長期入院該当日とする。
- 2 省令第16条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療資格確認書交付 兼任意記載事項併記申請書(第54号様式の1。以下「任意記載事項申請書」 という。)とする。
- 3 広域連合長は、省令第16条第1項の規定による申請について、認定する ときは申請者に資格確認書(省令様式第2号)を交付し、認定しないときは 資格確認書交付申請却下通知書(様式第54号の2)により申請者に通知す るものとする。

(資格確認書の有効期限)

- 第6条 省令第16条第3項の規定により後期高齢者医療広域連合が定める期限は1年とし、毎年8月1日に資格確認書を更新するものとする。
- 2 広域連合長は、特別の事由により前項の規定により難いときは、同項に規 定する期日を繰り上げて更新することができる。この場合において、資格確 認書の有効期限は、当該資格確認書に記載した期限とする。

(資格確認書又は資格情報通知書の再交付)

第7条 省令第17条第1項及び第21条第1項に規定する申請書は、後期高 齢者医療資格確認書(資格情報のお知らせ)再交付申請書(第55号様式) とする。

(資格に係る事実を記載した書面の交付申請)

第8条 省令第19条第1項に規定する申請書は、被保険者資格情報交付申請書(第56号様式)とする。

(資格情報通知書)

第8条の2 省令第20条第1項に規定する書面は、資格情報のお知らせ(第 57号様式)とする。

(認定証明書)

第9条 広域連合長は、法第50条第2号の認定を受けていた者で広域連合の

区域内に住所を有しなくなった者から、後期高齢者医療認定証明書交付申請書(第8号様式)の提出があった場合は、同号による障害認定証明書(第9号様式)を交付するものとする。

- 2 広域連合長は、政令第14条第6項の認定を受けていた者で広域連合の区域内に住所を有しなくなった者から、後期高齢者医療認定証明書交付申請書(第8号様式)の提出があった場合は、同項による特定疾病認定証明書(第9号様式)を交付するものとする。
- 3 広域連合長は、法第99条第2項の被扶養者であった被保険者の認定を受けていた者で広域連合の区域内に住所を有しなくなった者から、後期高齢者 医療認定証明書交付申請書(第8号様式)の提出があった場合は、同項の被 扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書(第9号様式)を交付するも のとする。

(負担区分等証明書)

第10条 広域連合長は、広域連合の区域内に住所を有しなくなったため、被保険者資格を喪失した者から、後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書(第8号様式)の提出があった場合は、後期高齢者医療負担区分等証明書(第11号様式)を交付するものとする。

(資格喪失証明書)

第11条 広域連合長は、障害認定の状態に該当しなくなったため又は省令第8条第2項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者資格を喪失した者から、障害認定申請撤回書兼後期高齢者医療資格喪失証明書交付申請書(第3号様式)の提出があった場合は、後期高齢者医療資格喪失証明書(第12号様式)を交付するものとする。

(基準収入額適用申請)

- 第12条 省令第32条に規定する申請書は、後期高齢者医療基準収入額適用申請書(第13号様式)とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、政令第7条第 3項に規定する場合に該当すると認めたときは、負担区分変更後の被保険者 証の交付により、後期高齢者医療基準収入額適用申請決定通知書(第14号 様式)による通知を省略することができるものとし、該当しないと認めると

きは、後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書(第15号様式)により当該申請者に通知する。

(一部負担金の減免等)

- 第13条 省令第33条第2項の一部負担金減免等申請書は、後期高齢者医療 一部負担金減免及び徴収猶予申請書(第16号様式)とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請が省令第33条第1項に規定する場合に該当すると認めたときは、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予決定通知書(第16号様式の2)により当該申請者に通知し、後期高齢者医療一部負担金減額証明書(第17号様式)、後期高齢者医療一部負担金免除証明書(第18号様式)又は後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書(第19号様式)を交付する。
- 3 広域連合長は、第1項の申請書の提出があった場合において、当該申請が 省令第33条第1項に規定する場合に該当しないと認めたときは、後期高齢 者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書(第20号様式)により 当該申請者に通知する。
- 4 広域連合長は、被保険者が虚偽の申請その他不正の行為により一部負担金 の減免を受けたことを発見したとき、又は一部負担金の減免を受けるべき理 由が消滅したと認めたときは、直ちにその者に係る減免の全部又は一部を取 り消し、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予取消通知書(第21号 様式)により当該被保険者に通知する。

(食事療養標準負担額差額の支給申請)

- 第14条 省令第37条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療食事・生 活療養標準負担額差額支給申請書(第22号様式)とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、省令第37条 第1項に規定する場合に該当すると認めたときは、後期高齢者医療給付支給 決定通知書(第23号様式)を交付し、該当しないと認めたときは、後期高 齢者医療給付支給申請却下通知書(第24号様式)により当該申請者に通知 する。

(生活療養標準負担額差額の支給申請)

第15条 省令第42条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療食事・生

活療養標準負担額差額支給申請書(第22号様式)とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、省令第42条 第1項に規定する場合に該当すると認めたときは、後期高齢者医療給付支給 決定通知書(第23号様式)を交付し、該当しないと認めたときは、後期高 齢者医療給付支給申請却下通知書(第24号様式)により当該申請者に通知 する。

(第三者の行為による被害の届出)

第16条 省令第46条に規定する届書は、第三者の行為による被害届(第2 5号様式)とする。

(療養費の支給申請)

- 第17条 省令第47条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療療養費支給申請書(第26号様式)とする。ただし、特別の理由があるときは、広域連合長の承認を得て、当該申請書に準じた様式によることができる。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、療養費の支給 の必要があると認めたときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書(第23 号様式)により、必要がないと認めたときは、後期高齢者医療給付支給申請 却下通知書(第24号様式)により当該申請者に通知する。

(訪問看護療養費に係る第三者の行為による被害の届出)

第18条 省令第53条において準用する省令第46条に規定する届書は、第 三者の行為による被害届(第25号様式)とする。

(特別療養費の支給申請)

- 第19条 省令第54条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療特別療養費支給申請書(第27号様式)とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、特別療養費の 支給の必要があると認めたときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書(第 23号様式)により、必要がないと認めたときは、後期高齢者医療給付支給 申請却下通知書(第24号様式)により当該申請者に通知する。

(資格確認書の返還通知)

第19条の2 省令第54条の2第2項に規定する書面は、後期高齢者医療資格確認書返還通知書(第58号様式)とする。

2 広域連合長は、資格確認書の交付を受けた被保険者が、省令第66条の2 第3項各号又は省令第67条第3項各号のいずれかに該当するに至った場合 において、資格確認書を広域連合に返還しないときは、当該被保険者に対し、 後期高齢者医療資格確認書返還通知書(第58号様式)を送付し、返還を求 めるものとする。

(法第82条第3項の規定による通知)

第19条の3 省令第54条の3に規定する通知は、特別療養費の支給に係る 事前通知書(第59号様式の1)とする。

(特別の事情に関する届出)

第19条の4 省令第54条の4第1項及び第2項並びに第73条に規定する 届書は、後期高齢者医療の保険料の納付に係る特別の事情等に関する届書兼 弁明書(第6号様式)とする。

(法第82条第5項の規定による通知)

第19条の5 省令第54条の6に規定する通知は、療養の給付等に係る事前 通知書(第59号様式の2)とする。

(移送費の支給申請)

- 第20条 省令第60条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療療養費支給申請書(第26号様式)とする。
- 2 広域連合長は、第1項の申請書の提出があった場合において、移送費の支 給の必要があると認めたときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書(第2 3号様式)により、必要がないと認めたときは、後期高齢者医療給付支給申 請却下通知書(第24号様式)により当該申請者に通知する。

(特定疾病の認定申請)

- 第21条 省令第62条第1項の申請書は、後期高齢者医療特定疾病認定申請書(第28号様式)とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、政令第14条 第6項に規定する厚生労働大臣が定める疾病(以下「特定疾病」という。)に かかっていると認めたときは、省令第62条第4項の規定により後期高齢者 医療特定疾病療養受療証(省令様式第5号)又は特定疾病認定に係る情報を 記載した資格確認書を交付し、交付の必要がないと認めたときは、後期高齢

者医療特定疾病認定申請却下通知書(第29号様式)により当該申請者に通知する。

3 特定疾病認定を受けている者が、特定疾病認定に係る情報を記載した資格 確認書の交付を受けようとする場合は、任意記載事項申請書により申請する ものとする。

(特定疾病療養受療証の再交付)

第22条 省令第62条第8項において準用する省令第17条第1項に規定する申請は、後期高齢者医療特定疾病療養受療証再交付申請書(第29号様式の2)によるものとする。

(限度額適用認定等)

- 第23条 省令第66条の2第2項に規定する申請書は、任意記載事項併記申 請書とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、該当しないと 認めるときは、後期高齢者医療資格確認書交付申請却下通知書(第54号様 式の2)により当該申請者に対し通知する。
- 第23条の2 削除
- 第24条 削除
- 第24条の2 削除

(限度額適用・標準負担額減額の認定等)

- 第25条 省令第67条第2項に規定する申請書は、任意記載事項併記申請書 とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、該当しないと 認めるときは、後期高齢者医療資格確認書交付申請却下通知書(第54号様 式の2)により当該申請者に対し通知する。
- 3 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)の規定による届書は、後期高齢者医療入院日数届書(第32号様式)とする。
- 4 広域連合長は、前項の届書の提出があった場合において、該当しないと認めるときは、後期高齢者医療長期入院該当適用申請却下通知(第32号様式の2)により当該申請者に対し通知する。

- 第25条の2 削除
- 第26条 削除
- 第26条の2 削除

(月間の高額療養費の支給申請)

- 第27条 省令第70条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書(第34号様式)とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、高額療養費の 支給の必要があると認めたときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書(第 23号様式)により、必要がないと認めたときは、後期高齢者医療給付支給 申請却下通知書(第24号様式)により当該申請者に通知する。

(年間の高額療養費の支給申請)

- 第27条の2 省令第70条の2第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療 高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(第 34号様式の2)とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、年間の高額療養費の支給の必要があると認めたときは、高額療養費(外来年間合算)支給決定通知書(第23号様式の2)により、申請を却下するときは、高額療養費(外来年間合算)支給申請却下通知書(第24号様式の2)により、必要がないと認めたときは、高額療養費(外来年間合算)不支給決定通知書(第24号様式の3)により当該申請者に通知する。
- 3 省令第70条の3第3項に規定する証明書の様式は、後期高齢者医療自己 負担額証明書(第25号様式の6)とする。

(高額療養費に係る第三者の行為による被害の届出)

第28条 省令第71条において準用する省令第46条に規定する届書は、第 三者の行為による被害届(第25号様式)とする。

(高額介護合算療養費の支給申請)

- 第28条の2 省令第71条の9第1項に規定する申請書は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(第25号様式の2)とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、高額介護合算

療養費の支給の必要があると認めたときは、高額介護合算療養費支給決定通知書(第25号様式の3)により、申請を却下するときは、高額介護合算療養費支給申請却下通知書(第25号様式の4)により、支給の必要がないと認めたときは、高額介護合算療養費不支給決定通知書(第25号様式の5)により当該申請者に通知する。

3 省令第71条の10第2項に規定する証明書の様式は、後期高齢者医療自 己負担額証明書(第25号様式の6)とする。

(葬祭費の支給申請)

- 第29条 被保険者の葬祭を行う者が、条例第2条の規定により葬祭費の支給 を受けようとするときは、後期高齢者医療葬祭費支給申請書(第35号様式) を広域連合長に提出しなければならない。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、葬祭費の支給 の必要があると認めたときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書(第23 号様式)により、必要がないと認めたときは、後期高齢者医療給付支給申請 却下通知書(第24号様式)により当該申請者に通知する。

(後期高齢者医療給付費の一時差止通知)

第30条 広域連合長は、法第92条第1項又は第2項の規定により後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることを決定したときは、後期高齢者医療給付の一時差止通知書(第36号様式)により当該被保険者に対し通知するものとする。

(後期高齢者医療給付の一時差止の解除通知)

第31条 広域連合長は、前条の規定による後期高齢者医療給付の一時差止を 解除することを決定したときは、後期高齢者医療給付一時差止解除通知書(第 37号様式)により当該被保険者滞納者に通知するものとする。

(一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除通知)

第32条 省令第75条の規定による通知は、後期高齢者医療滞納保険料控除 通知書(第38号様式)により行うものとする。

(保険料の額の通知)

第33条 条例第16条の規定による通知は、後期高齢者医療保険料額決定通知書(第39号様式)、後期高齢者医療保険料額変更決定通知書(第40号様

式)又は後期高齢者医療仮徴収額決定通知書(第41号様式)により行うものとする。

(保険料の徴収猶予)

第34条 条例第17条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書(第42号様式)とする。2 広域連合長は、条例第17条第2項の規定による申請があった場合において、保険料の徴収を猶予する必要があると認めたときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書(第43号様式)により、必要がないと認めたときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書(第44号様式)により、当該申請者に対し通知する。

(保険料の減免)

- 第35条 条例第18条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料減 免申請書(第45号様式)とする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、保険料を減免する必要があると認めたときは、後期高齢者医療保険料減免決定通知書(第46号様式)により、必要がないと認めたときは、後期高齢者医療保険料減免却下通知書(第47号様式)により当該申請者に通知する。

(保険料の減免又は徴収猶予の取消し)

- 第36条 広域連合長は、偽りの申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者があるときは、直ちに当該減免を取り消すものとする。
- 2 広域連合長は、保険料の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収を猶予した保険料の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消すものとする。
 - (1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収を猶予することが不適当であると認められるとき。
 - (2) 保険料の納付を免れようとする行為があったと認められるとき。
- 3 広域連合長は、前2項の規定により保険料の徴収猶予又は減免を取り消したときは、直ちにその旨を後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書(第48号様式)又は後期高齢者医療保険料減免取消通知書(第49号様式)により当該被保険者又は連帯納付義務者に通知する。

(申告書)

第37条 条例第19条の申告書は、後期高齢者医療簡易申告書(第50号様式)とする。

(委任)

第38条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除に関する特例)

2 東日本大震災に被災した者からの法第69条第1項第2号に規定する一部 負担金の免除の申請に関しては、第13条で定める様式を用いず、広域連合 長が別に定める様式によるものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給申請及び適用期間)

- 3 条例附則第8項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(第51号様式から第53号様式まで) を広域連合長に提出しなければならない。
- 4 広域連合長は、前項の規定による申請があった場合において、傷病手当金の支給の必要があると認めたときは後期高齢者医療給付支給決定通知書(第23号様式)により、必要がないと認めたときは後期高齢者医療給付支給申請却下決定通知書(第24号様式)により当該申請者に通知する。
- 5 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(令和2年京都府後期高齢者医療広域連合条例第5号)附則第2項に規定する規則で定める日は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症である期間の最終日までに新型コロナウイルス感染症に感染(発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合を含む。)した者が、その療養のため労務に服することができなくなっ

た日から起算して3日を経過した日以後、労務につくことを予定していた日 のうち最初の日とする。

附 則(平成21年3月31日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月7日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月30日規則第6号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月30日規則第3号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第3号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式の規定による用紙は、広域連合長が認めるものに限り、当分 の間、これを使用することができる。

附 則(平成 30年8月1日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式改正に伴う経過措置)

2 第10条に定める後期高齢者医療負担区分等証明書(第11号様式)について、平成29年度以前の負担区分に係る証明については、なお従前の例に

よる。

3 改正前の様式の規定による用紙は、広域連合長が認めるものに限り、当分 の間、これを使用することができる。

附 則(令和元年6月25日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式改正に伴う経過措置)

2 改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第3 9号様式は平成31年度以降の年度分の保険料額の決定について、同規則第 40号様式は同年度以降の年度分の保険料額の変更決定についてそれぞれ適 用し、平成30年度以前の年度分の保険料額の決定及び変更決定については、 なお従前の例による。

附 則(令和2年5月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年10月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月18日規則第11号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式の規定による用紙は、広域連合長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則(令和3年6月23日規則第5号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和3年9月24日規則第7号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和3年12月14日規則第8号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月20日規則第2号)

この規則中第8条の改正規定は、令和4年8月1日から、附則第5項の改正 規定は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和4年9月26日規則第6号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日規則第7号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年1月22日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式の規定による用紙は、広域連合長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則(令和6年12月2日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 施行日より前に発行した被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の返還については、なお従前の例によることとし、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付については、再交付時点で有効な被保険者証を保有する被保険者に限り、なお従前の例による。

第1号様式 (第2条及び第3条関係)

後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得(変更・喪失)届書

申請(届出)者名 被任									· 険 =	者と	の関値	系				
申請	(届出)	者住	所					電	話	耄	F	号				
			l I					1	1			I		1		
世帯主	氏	彳	<u></u>							個	人	番	号			
主	生年	月月	∃		年	月	日			被係	R 険者	ことの紹	売柄			
*	資格耳	文得及	及び変	変更の	届出て	、被保险	食者が世	帯主で	ない	場合	のみ、	世帯	主欄の	記載が	必要	です。
							新規	(変更	· 喪	失)				変	更	前
被	保『	倹 者	台番	号												
	個	人	番	号												
北	フ	IJ	ガ	ナ												
被保険者	氏			名												
者	生	年	月	日			年	月	日							
	住			所												
異	動	年	月	日												
申	請		区	分												
申	請	} :	事	由												
						云入 □] 障害	認定	[生活	呆護廃.	止			
						5名変更		住所	「変	更						
						世帯変更		主名				,)			
						章害状態 転出	*小談当 	死亡	<u>-</u>		生活化	R護開:	始			
						その他(_	<i>,</i>	- '		<u> т</u> , гд у	, 11 (1 X II))			
71	゚ナンノ	ベーカ	ード※	の健	康保険証	利用登録の)有無]有	□無	K.				
所:	有手巾	長又	は			国民年金	証書] ,	身体	障害者	皆手帳				
計:	書種類	銆			1	青神保健 ************************************					手帳					
, mar		, ,				章害認定	証明書		[診断: (書	級	`			
					No.	寸日		年	E.	(月	和X. 日				
						効期限		4			ハ 月	日				
						级変更日					月	日				
	等級変更日 年 月 日 作成日 年 月															
(;	宛先)	京	都府	後期		医療広	域連合县				-					
!			上記	のと	おり関	係書類	を添えて	て(申	請•	届出	出) し	ます。				
				年	月	<u> </u>	日									

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療障害認定申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第8条第1項に基づく障害認定申請については、 下記の理由により却下しましたので通知します。

氏 名	
却下年月日	年 月 日
却下理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

第3号様式(第2条及び第11条関係)

障害認定申請撤回書兼後期高齢者医療資格喪失証明書交付申請書

申請	(届出) =	者名	被保険者との関係
申請 (届出) 者名 被保険者との関係 電話番号 被保険者番号 個人番号 フリガナ 氏名 生年月日 年月日 住所 上記の被保険者について、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第8条第2項に			
被仍	保険者	番号	
	個人	番号	
被	フリ	ガナ	
保険	氏	名	
者	生年	月日	年 月 日
	住	所	
	上記の	被保	険者について、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第8条第2項に
基	Ŀづき、	障害	認定の申請を撤回します。
	上記の	被保	険者について、後期高齢者医療資格喪失証明書の交付を申請します。
			年 月 日
(宛	5先)京	都府	後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療住所地特例開始(変更、終了)届書

	先) 兄都) のとおり{		□ □	《仏域』 開始 変 終了	単合長 につい	て届	け出	ます。						
						届	出	年	月	日	年		月	日
届出	1人氏名					被任	被保険者との関係							
届出	占人住所					電話	舌番号	<u>1.</u> 7						
	個人看	番 号												
世帯主	氏	名												
土	生年月日 年 月 日													
* 1	《 住所地特例開始・変更の届出で、被保険者が世帯主でない場合のみ、世帯主欄の記載が必要です。													ぎす。
被任	呆 険 者 る	番号												
	個人看	番 号												
被保険者	フリカ	ガナ												
	氏	名												
	生年月	月日		年	月	日			世	帯主	との続柄			
	従前の)住所								電話	舌番号			
異動前	※ 従前	の住所が	 施設の場	合は、 <i>.</i>	以下も記		てくだ	ごさい	0					
前	施設等													
	退所年	三月日						年	月		目			
卑	現 住	庄 所								電訊	舌番号			
異動後	※ 現住	も記入し	てくか	ださい	١,٥									
後	施設等	の名称												
	入所年	三月日						年	月		日			

第5号様式(第5条関係)

削除

第6号様式(第19条の4関係)

後期高齢者医療の保険料の納付に係る特別の事情等に関する届書兼弁明書

届出者名	被保険者との関係									
届出者住所	電話番号									
₩ /□ /△ ★ 亚 □										
被保険者番号										
被 フリガナ										
保 氏 名										
生年月日	年 月 日									
者住所										
特別の事情等または 弁明の内容	 ○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第53条の2各号に掲げる医療に関する給付のうち、いずれかの給付を受けることができる。 ○ 以下の事由により保険料を納付できない事情がある。 ・災害、または盗難の被害 ・事業の廃止、または休止 ・事業につき著しい損失 ・上記に類する事由(失業等) 									
特別の事情等が あることを証す る書類 または 弁明の内容を証 する書類の一覧	 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第53条の2各号に掲げる医療に関する給付のうち、いずれかの給付を受けることができることを証する書類(受給者証等の写しなど) 火災等の罹災証明、盗難届けの写し 事業不振等の場合は休業届や廃止届の写し 長期の病気の場合は領収書や診断書等 その他現在の状況を確認できるもの 									
備 考										
(宛先)京都府	後期高齢者医療広域連合長									
上記のと	おり、関係書類を添えて届出いたします。									
	年 月 日									

第7号様式(第7条関係)

削除

第7号様式の2 (第7条関係)

削除

後期高齢者医療認定負担区分等証明書交付申請書

(宛	先)京	都層	府後期高的	齢者医療広り	或連合長			年	月	日			
	旧住原	所											
申請者	新住席	所											
者	氏	名				被保険者番号							
		年	三月	日に	都道府则	東 市区	町村に転	出する	ので、				
	申請者請しま			皆の医療の確	保に関する治	法律第50条第2⁻	号の障害認	定証明	月書のる	で付を申			
	申請者に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第6項の特定疾病認定証明書の交付を申請します。												
	申請者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書の交付を申請します。												
	同一世	世帯	に転出する	る以下の者の	後期高齢者図	医療負担区分等証明	明書の交付	かま かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かっぱん かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しんしょ しんし	青します	۲.			
	負担区	区分	·等証明書	序交付対象者	-								
	氏名												
	氏名												
	氏名												
	氏名												
	氏名												
	氏名												

第9号様式(第9条関係)

高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明	<u></u>
高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号による障害認定証明書	

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第6項による特定疾病認定証明書

被	住					所										
被保険者	氏					名										
者	生	年		月		目										
	被扶養者	被用る者でな				養										
≓ का	養者	被扶着の保険				際										
認定		認	定	年	月	日										
(該当)	障害	障 :	害	の	程	度										
の状	古	認定	の基	礎と	なっ	った										
況	特定疾	認	定	年	月	日										
		疾	病	の	名	称										
	病	認定	の基	礎と	なっ	った										
上	記のる	とおり														
	高齢	者の医療	での確	保に	関す	る法律	第99条	第2項	の被抗	大養者	であっ	た被係	保険者は	こ該当す	る	
	高齢	者の医療	での確	保に	関す	る法律	第50条	第2号に	こよる	障害認	定を行	亍った				
	高齢	者の医療	での確	保に	関す	る法律	施行令第	14条第	第6項	による	特定	矣病認	定を行	うった		
														ことを証	明する	5.
													年	月	日	_
										京都府	 存後其	明高齢	者医	寮広域連	車合長	
																印

削除

			後期高	齢者	长医療負担	区分等	証明言	ŧ				
	氏 名				年 月	日	マイ	ナ保険証	の利用を	登録	有・無	
	該当する	-	一定以	以 上	負担区	分		減	額	区	分	
1	負担区分	基準額Ⅲ	基準額	ĪΙ	基準額 I	基準額	未満	非課税	老福	基	準額以下	
	前年の 12 月 3	31 日現在の世	帯にいる	0 歳	以上 16 歳未	満の世帯	員				の 12 月 31 目 昆在の続柄	
	前年の12月3	31 日現在の世	帯にいる	16 歳	以上 19 歳未	満の世帯	員					
	氏 名				年 月	マイ	ナ保険証	の利用を	登録	有・無		
	該当する	-	一定以	以 上	負担区	分		減	額	区	分	
2	負担区分	基準額Ⅲ	基準額	ĮΠ	基準額 I	基準額	未満	非課税	老福	基	準額以下	
	前年の12月	- 31 日現在の世				の12月31日 昆在の続柄						
	前年の12月3	31 日現在の世										
	氏 名				年 月	日	マイ	ナ保険証	の利用を	登録	有・無	
	該当する	-	一定以	以 上	負担区		減	額	区	分		
3	負担区分	基準額Ⅲ	基準額	頁Ⅱ 基準額 I 基準額未満				非課税	老福	基	準額以下	
	前年の 12 月 :	 31 日現在の世	帯にいる	0 歳	以上 16 歳未	_ 満の世帯	· 員				の 12 月 31 日 記在の続柄	
	前年の12月31日現在の世帯にいる16歳以上19歳未満の世帯員											
	氏 名				年 月	日	マイ	ナ保険証	の利用を	登録	有・無	
	該当する	-	一定以	以 上	. 負 担 区	分		減	額	区	分	
4	負担区分	基準額Ⅲ	基準額	ĮΠ	基準額 I	基準額	 未満	非課税	老福	基	準額以下	
	前年の 12 月 :	 31 日現在の世	- 帯にいる	0 歳	以上 16 歳未	<u>-</u> 満の世帯	· 員				の 12 月 31 日 記在の続柄	
	前年の12月3	31 日現在の世	帯にいる	16 歳	以上 19 歳未	満の世帯	員					
	氏 名				年 月	日	マイ	ナ保険証	の利用を	登録	有・無	
	該当する	-	一定以	以 上	. 負 担 区	分		減	額	区	分	
5	負担区分	基準額Ⅲ	基準額	ĮΠ	基準額 I	基準額	未満	非課税	老福	基	準額以下	
	前年の 12 月 :	- 31 日現在の世	帯にいる	0 歳	以上 16 歳未	満の世帯	· 員				の 12 月 31 日 昆在の続柄	
	前年の12月3	31 日現在の世	帯にいる	16 歳	以上 19 歳未	満の世帯	員					
上記	上記のとおり負担区分等の判定を行ったことを証明する。											
	年	月 日										
					L	 京	都府後其	明高齢者医	療広域連4	合長	印	

第12号様式(第11条関係)

		後期高齢者医療	資格喪失証	明書				
氏 名			生年月日		年	月	ŀ	3
住 所								
資格取	得年月日		年	月	日			
資格喪	失年月日		年	月	日			
資格喪	失の理由等							
上記の	のとおり資格	S喪失したことを証明する。)					
					年		月	日
			京都	府後期市	高齢者医	療厄	広域連	合長
								印
			被保	険者番	号 ()

第13号様式(第12条関係)

後期高齢者医療基準収入額適用申請書

申請(届出)者名	被保険者との関係
申請(届出)者住所	電 話 番 号
住所	
電 話 番 号	

被	保 険	者 番	号									
個	人	番	号									
フ	リ	ガ	ナ									
氏			名									
生	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
	金、退職	有年年金、老齢共済年金、退職年金等	老齢年			円			田			円
年中		ト収入等				円			円			円
中の収	年金・総	年金・給与以外の収入 ()収入		円			円			B P		
入	合		計			円			円			円

(注)

- ・ 市区町村民税が課税されている・いないにかかわらず、本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療の被保険者のそれぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けて記入してください。 ※なお、世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者がいない場合であってかつ70歳から74歳の方が世帯内にいる場合には、70歳から74歳の方についても記入してください。
- ・ 収入額は全て記入してください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害又は遺族 に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金 等など)は除きます。
- ・ 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額が確認できる 所得(課税)証明書等を添付してください。ただし、1月1日において当市(区町村)に住所がある 方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。

なお、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入につい ては添付不要です。

(宛先) 京都府後期高齢者医療広域連合長

上記のとおり、関係書類を添えて後期高齢者医療の負担区分判定に係る収入額を申請します。

年 月 日

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療基準収入額適用申請決定通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第3項に基づく基準収入額適用申請につきましては、次のとおり決定としたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
年度区分	年度
決定年月日	年 月 日
適用理由	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第3項に該当するため

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第3項に基づく基準収入額適用申請については、下記理由により却下しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
却下年月日	年 月 日
却下理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

第16号様式(第13条関係)

後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書

申請(届出)者名	被係	保険者	との	関係	
申請(届出)者住所	電	話	番	号	

被	保	険	者	番	号	
	フ		リ	ガ	ナ	
被	氏				名	
被保険者	生	2	年	月	日	年 月 日
者	住				所	
傷)	病		名	
発症	ラス アイア アイティア アイア アイティア アイ アイティア アイ アイティア アイ アイティア アイ	は	負傷	5年月	日	
減	免	等	<i>(</i>)	種	類	
申	請	(か	理	由	
上	:記0	りと	おり)、阝	関係書	書類を添えて一部負担金の を申請します。
				年	J	月 日
(宛	5先)	京	[都]	存後!	朝高國	齢者医療広域連合長

第16号様式の2 (第13条関係)

後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予決定通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条第2項に基づく一部負担金減免及び徴収猶予の申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
減免等の期間	
減免等の種類	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

第17号様式(第13条関係)

				後期高齢者医療一部負担金減額証明書
被任	呆険	者番	号	
被	氏		名	
被保険者	生	年月	日	年 月 日
者	住		所	
減	額	内	容	
有	効	期	間	
	:記(のとこ	おり	後期高齢者医療一部負担金の減額を行っている者であることを証明する。
				年月日
				京都府後期高齢者医療広域連合長

第18号様式(第13条関係)

			後期高齢者医療一部負担金免除証明書
被仍	R 険者番	号	
被	氏 :	名	
被保険者	生年月	日	年 月 日
者	住	所	
有	効 期	間	
上	:記のとお	3 り1	後期高齢者医療一部負担金の免除を行っている者であることを証明する。
			年 月 日
			京都府後期高齢者医療広域連合長
			

第19号様式(第13条関係)

			後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書
被任	呆険者番-	号	
被	氏	名	
被保険者	生年月	П	年 月 日
者	住	折	
有	効 期 「	間	
Т	上記のとお	り?	後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予を行っている者であることを証明す
る。			
			年 月 日
			京都府後期高齢者医療広域連合長

第20号様式(第13条関係)

後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで申請のあった一部負担金減免及び徴収猶予の申請について、 下記の理由により却下しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
却下理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

第21号様式(第13条関係)

後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予取消通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで通知した一部負担金減免及び徴収猶予について、次のとおり 取り消しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
取消理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

決定日 年 月 保険者番号 個人番号 被保険者番号 受療 け養 たを 公費受給者番号 生年月日 年 月	
被保険者番号 公費負担者番号	
公費負担者番号 け養 け養	
公賞受給有番号 年 月	
	日
診療を受けた医療 機関等の所在地	
診療を受けた医療 機関等	
入院日数 年月日から 年月日まで 日間	間 回
入院に際して受けた食事療養に対し支払った額(標準負担額)	円
減額認定を受けていることの確認を受けなかった理由	
	J. 65 \ 11 B
傷病の原因 □ 第三者行為(交通事故等) □ 第三者行為(交通事故	文等)以外
差 イ(-)円×()回= ()円 A	
左 類 ロ (-)円 × ()回 = ()円 ロ	計
支	
給	
 該当するものに○をつけてください。該当するものがない場合 () 内に記載してください。網掛けの中	は記載不要です。
銀行	
振 信用金庫 本店・支店 預金 () A	普通 当座
Tan Alar	貯蓄
口座番号	
口座名義人	
1 (カタカナ)	
ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください	V '0
上記のとおりに関係書類を添えて食事療養・生活療養に係る標準負担額差額	額の支給を申
請します。	
年 月 日	
(宛先) 京都府後期高齢者医療広域連合長	
申請者 住 所	
申請者 住 所 氏 名 連絡先	

第 23 号様式 (第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 27 条、第 29 条及び附則第 4 項関係)

後期高齢者医療給付支給決定通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

申請のあった

の支給については、下記のとおり支給することを

決定しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
対象年月等	年 月
支 給 金 額	
支払予定日	年 月 日
支 払 方 法	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

高額療養費(外来年間合算)支給決定通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

申請のあった高額療養費(外来年間合算)の支給について、下記のとおり支給することを 決定しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
計算対象期間	
申請年月日	
決定年月日	
計算対象期間中の	
自己負担額の合計	
支 給 額	
支払予定日	
支 払 方 法	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

第 24 号様式 (第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 27 条、第 29 条及 び附則第 4 項関係)

後期高齢者医療給付支給申請却下決定通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで申請のあった

の支給について

は、下記のとおり却下することを決定しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

第24号様式の2 (第27条の2関係)

高額療養費(外来年間合算)支給申請却下決定通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで申請のあった高額療養費(外来年間合算)の支給について、下記のとおり却下することを決定しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
計算対象期間	
理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

第24号様式の3 (第27条の2関係)

高額療養費(外来年間合算)不支給決定通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで申請のあった高額療養費(外来年間合算)の支給について、下記のとおり支給しないことを決定しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
計算対象期間	
理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

後期

第三者の行為による被害届

被 保	_	_								保	険	者	î	番号	<u>1</u> ,						
険 者	_	_								被保险	食者言	証の	つ記	号・番	争号						
後	氏 名		, .	*	-	9	•	•		介	護	訂	Ë i	番号	<u></u>						
期高齢	電話		大・昭・平 年 月									Ę	日生男・女				女				
番 医	生年月日		年 月 日 午前・午後 時 分頃																		
療加	事 故 発	生場所																			
入 者	病院	名 等	当衫	Л									転	医後							
保	険によ	る診療		•			年		月	日次	から、	し	てい	5 · 1	してい	ない	7	人 院	• }	通	院
事故の状況			事故発生状況報告書に図示してください 国 保							退職(本・家) 後期				期							
相手方との契約			示談未済 · 示談成立 年 月 日																		
傷	病者	徒歩・自転	車・バ	イク	• 単	車・	乗	用	車((軽)・ト	ラック	(軽	(
相	手 方	自転車・バ	イク・単	車	· 乗	用車	重(軽	<u>(</u>)	• }	トラック(車	圣) •	バン	ス・ク	タクシー	- • 7	その他					
								-1													
	氏 名					男	· 女	· 4	年断	†	職業					親権者	名				
相	住 所														(電	話)					
	勤務先														(電	話)					
手	使 用 者																				
		自賠責保険	(会社	:名							証明	書	番号)			
方	交通事故 の場合	任意保険	(会社	:名							証券	斧番	号)			
		任意担当者													電	話					

上記の通り届け出ます。

年 月 日

(あて先) 京都府後期高齢者医療広域連合長

住所

氏名

横書き

高額介護合算療養費支給決定通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

申請のあった高額介護合算療養費の支給について、下記のとおり支給することを決定しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
計算対象期間	
計算対象期間中の	
自己負担額の合計	
支 給 額	
支払予定日	
支 払 方 法	

注 高額医療合算介護(予防)サービス費は、市町村の介護保険担当部署から別途通知されます。(計算対象期間中に高額介護(予防)サービス費の自己負担がある方のみ)

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

第25号様式の4 (第28条の2関係)

高額介護合算療養費支給申請却下決定通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで申請のあった高額介護合算療養費の支給について、下記のとおり却下することを決定しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
計算対象期間	
理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

高額介護合算療養費不支給決定通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで申請のあった高額介護合算療養費の支給について、下記のとおり支給しないことを決定しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
計算対象期間	
理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

後期高齢者医療自己負担額証明書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

下記のとおり証明します。

被保険	者 番	号							
氏		名							
生 年	月	日	年	Ξ)	1	月	性	別	
自己負担額証明	月書整理者	番号							
保 険 者	番	号					証明対象	象年度	
所 在		地							
対象となる	計算期	月間							
計算期間 被保険者でる									
	診療年	月					自己	負担額	
	計								

	後其	期高齢者医療	療療養費支給申請書	‡	
受付日 年 月 決定日 年 月					
保険者番号		個人	人番号		
被保険者番号		受	被保険者氏名	F	П
公費負担者番号 公費受給者番号			養 生年月日 こを 入外	年 月 割合	割
診療年月	<u> </u>		701	年月	日から
			療養期間		
診療日数				年 月	日まで
種類					
傷病名					
診療を受けた医療 機関等の所在地					
診療を受けた医療 機関名又は施術師					
支給申請した理由					
傷病の原因	□ 第三	者行為(交通	[事故等] □ 第三	者行為(交通事故	女等) 以外
虚 美 17 亜 1 と 典	田姫			*/-	
療養に要した費審査認定			食事回 療養に要した費	数 数	
一部負担			食事標準負	担額	
支 給 金	額				
該当するものに○をつ	けてください。該	当するものがな	 :い場合 () 内に記載してく	ださい。網掛けの中	は記載不要です。
振		銀行		本店・支店類	普通
込		信用金庫			
 先		信用組合 協同組合		·	当座
					貯蓄
口座番号					
口座名義人 (カタカナ)					
ゆ	うちょ銀行の場合は	、振込用の店名(漢	英数字)・預金種目・口座番号を	を記入してください。	
上記のとおりに	た療養に要した	と費用に関す	る関係書類を添えて	申請します。	
· ·	三 月 日				
(宛先)京都府後	发期高齢者医療	景広域連合長			
申請者		住 所			
		氏 名			
		連絡先			

第27号様式(第19条関係)

後期高齢者医療特別療養費支給申請書

被係	R 険	者番	号				氏			名	
生	年	月	Ш	年	月	日	電	話	番	号	

支給予定額	診	療	期	間	年	月	
充 当 額	支	絽	7	額			

該当するものに○をつけてください。該当するものがない場合()内に記載してください。網掛けの中は記載不要です。

振込先					用金♪ 用組↑			本』(店・ 支	支店)	預金種別	普通 当座 貯蓄	
口	区番号												
口座(カタ	名義人タカナ)												

ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

上記のとおり、関係書類を添えて特別療養費の支給を申請します。

□充当額がある場合は、支給予定額から充当額分を未納保険料に充当することを承諾します。

年 月 日

(宛先) 京都府後期高齢者医療広域連合長

申請者 住 所

氏 名

第28号様式(第21条関係)

後期高齢者医療特定疾病認定申請書

中前()	番出) 者名	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一									
申請(届	出)者住所	電話番号									
被保	険者番号	個人番号									
	フリガナ										
被保	氏 名										
被保険者	生年月日	年 月 日									
	住 所										
□ 人工透析が必要な慢性腎不全 疾病の名称 □ 先天性血液凝固因子障害の一部 □ 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症											
(宛舞	七)京都府征	· 发期高齢者医療広域連合長									
上記	己のとおり、	関係書類を添えて □後期高齢者医療特定疾病療養受療証									
□特定疾病認定に係る情報を記載した資格確認書											
のす	の交付を申請します。										
	名	弄 月 日									

注 裏面に医師の意見書があります。

			意見書
療養を	氏	名	
療養を受けてい	生年月	月	年 月 日
いる者	住	所	
			1 人工腎臓を実施している慢性腎不全
			2 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先
疾	病	名	天性血液凝固第IX因子障害(いわゆる血友病)
			3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を
			含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。)
上	記のとお	おり療	養を受けていることに相違ありません。
		年	三 月 日
			医療機関 所在地
			名称
			保険医氏名

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条第1項に基づく特定疾病認定申請については、下記の理由により却下しましたのでお知らせします。

被保険者番号	
氏 名	
却下年月日	年 月 日
却下理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

第29号様式の2 (第22条関係)

後期高齢者医療特定疾病療養受療証再交付申請書

申請(届出)者名	被保	以 除者	との	関係	
申請(届出)者住所	電	話	番	号	

被保	:険者番号	個人番号
	フリガナ	
被保	氏 名	
被保険者	生年月日	年 月 日
	住 所	
	青の理由	
(宛	先) 京都府	後期高齢者医療広域連合長
上	記のとおり	、特定疾病療養受療証の再交付を申請します。
		年 月 日

第30号様式(第23条関係)

削除

第30号様式の2 (第23条関係)

削除

第31号様式(第23条の2関係)

削除

第31号様式の2 (第24条関係)

削除

後期高齢者医療入院日数届書

			<u></u>] 国 la、E	1 12 /	京八 元	9人/田	 				т —	
申請	青(届出)者名							被保	険者。	との関	係		
申請	[(届出)者住所							電	話	番	号		
被	保険者番号				個。	人番号							
	フリガナ												
被促	氏 名												
被保険者	生年月日					年	1	目					
	住 所												
長	期 入 院												
	12 か月の入院日数が 日数の届出を希望する					岩を行うこと	で食費	に係る	負担	額が更	に減	 額されま	- :す。
	院日数合計(日間)			0								
	届出日の前 12 カ	1月の入院日数					~					(日間)
1	す pb ナ 1 ユ 1口 p	公屋 唐 揪 胆 炊	名		称								
	入院をした保障	央医燎煖渕寺	所	在	地								
	届出日の前 12 カ	い月の入院日数					~					(日間)
2	17ウナ、1 た伊里	今 尼 長 秋 目 	名		称								
	入院をした保障	火区 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	所	在	地								
	届出日の前 12 カ	月の入院日数					\sim					(日間)
3	入院をした保証	全医安燃問竿	名		称								
	八所をした休息	火区 凉(茂)(黄)守	所	在	地								
	届出日の前 12 カ	1月の入院日数					\sim					(日間)
4	入院をした保障	今 尼 長 	名		称								
	一人所をした休息	央	所	在	地								
	届出日の前 12 カ	い月の入院日数					~					(日間)
(5)	プログナ、1 キー4月17	今 尼 長 	名		称								
	入院をした保証	央医燎煖渕寺	所	在	地								
	宛先)京都府後 ※該当す。 1. 上記のとおり、関係 2. 資格確認書を保有し 年 月	る項目を☑としてく 系書類を添えて入院日	ください 数届書	い。 :を提出	占します		入院該当	日を資	格確認	書に併	記する	5 ことを オ	5望します。

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療長期入院該当適用申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第1項及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)の規定に基づく長期入院該当の適用申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
却下年月日	年 月 日
却下理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

第33号様式(第25条の2関係) 削除

第33号様式の2 (第26条関係) 削除

第34号様式(第27条関係)

後期高齢者医療高額療養費支給申請書

被任	保 険	者番	子号				個	人	番	号	
氏			名								
生	年	月	日	年	月	日	電	話	番	号	

他の制度により自己負担額相当額またはその一部の支給を受けられますか。									
受けられる 受けられない	(制度名—)(費用徴収の	有・無)						

該当するものに○をつけてください。該当するものがない場合()内に記載してください。網掛けの中は記載不要です。

振込先					1 用金』 用組1			本后	ち・ヨ	支店)	預金種別	普通 当座 貯蓄	
口卤	圣番号												
口座 (カタ	名義人マカナ)												

ゆうちょ銀行の場合は、振込用の口座(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

(元件)	一一步	1.7% 田古	*#\^ 	ᇎᄷᅜ	<u>に たい</u> 本	$\Delta \equiv$
(宛先)	1 吊削炉	f後期高	1 圏で石 じ	左/灯ル	ム奥理争	ゴゼ

上記のとおり、高額療養費の支給を申請します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

受付決定		後 葬 ^{月 日} 月 日			医療請書	
		被保険者	番号			
		支給金額	項	¥ 5 0	0 0 0 -	
死	で亡者の氏名	ı				
死	亡者の生年月日	I				
	死亡年月日			年 月	日	
	死亡の場所					
	死亡の原因	□ 第三者	行為(交通事	罫故等) □	第三者行為(交通事故等) 以外
	その他					
葬祭	葬祭日			年 月	日	
執	住 所					申請者に同じ
行者	氏 名 連絡先					□ 申請者に同じ □ 申請者に同じ
該当		 とつけてください。[該当するものがな		載してください。網括	掛けの中は記載不要です。
振込先			銀 行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()		本店・支店()	章 事題
	座番号					
	座名義人 カタカナ)					
orf.	上記のとおり礼	皮保険者の葬祭を	行ったため、関申し立てて権利	係書類を添えて	ロ座番号を記入してくた。 葬祭費の支給を申 は、関係者間で解	請します。
(3	宛先)京都	府後期高齢者 图	医療広域連合:	Ē		
	申請	者	<u>住 所</u>			
			氏 名			
			死亡者との	の続柄		
			連絡先電	話番号		

後期高齢者医療給付の一時差止通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで申請のあった

の支給について、あな

たが長期にわたって保険料を滞納しているため、高齢者の医療の確保に関する法律第92条 第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり支給の全部又は一部を一時差し止めること を決定しましたので通知します。

なお、災害その他の特別の事情があると認められる場合には、差止めを解除しますので、 該当する場合は、申し出てください。

被保険者番号			
氏 名			
滞納状況			
差止め内容	Ø	円のうち	円
	Ø	円のうち	円
	Ø	円のうち	円
		合計	円

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

後期高齢者医療給付一時差止め解除通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで通知した

の支給の一時差止めについて、

下記のとおり差止めを解除することを決定しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
解除内容	
解除理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

後期高齢者医療滯納保険料控除通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

あなたが災害等その他の特別の事情がないにもかかわらず保険料を長期にわたって滞納し ていることを理由に の支給を一時差し止め、 年 月 日 付けで通知しましたが、その後も滞納が続いています。

そのため、高齢者の医療の確保に関する法律第92条第3項の規定に基づき、下記のとお り支給を一時差し止めている給付から保険料を控除することを決定しましたので通知します。

被保険者都	番号			氏	名				
一時差し』	上めてい	いる給付			給付から搭	空除する滞納	内保険料		
診療年月	入外	種別	金額	Į	相当年度	賦課年度	期別	金額	納期限

給付額合計 控除する保険料合計

(不服申立て及び取消訴訟)

控除後の支給額

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

年 月 日

様

							京	都东	f後期高	齢者医	医療広域連合長 巨
年度分の後期	胡高齢者医療保険料	料額を次のとおり	決	定しましたの	ので通	種知し	.ます。 -	, 	年間保	険料額	į
被保険者氏	名								年度分	- }の後其	胡高齢者医療保険料額
被保険者番	号										
決定年月日											円
決定理由									_		_
保険料算定の	基礎	,									
①賦課のもと	となる所得金額	②所得割率	3)	所得割額	④均]等割	割額	(5)	算出額		⑥限度超過額
				①×②					3+4	D	
⑦所得割軽減額	質均等割軽減割合	8均等割軽減額	(6	9年保険料額	頁 月 劵	女 10 月	月割洞	支額 (①条例洞	始額	⑥保険料額
			(5))-6-7-(3)				ı		9+4-10-11-13
後期高齢者医	療制度に加入す	る前日において	被月	用者保険の複	波扶着	を 者て	ぎあっ	た被	安保険者	につい	いては、後期高齢者
医療制度に加	入した日の属す	る月から2年を紹	径ù	過する月ま [、]	でのう	うち、	本年	度分	・の保険	料算定	E基礎が、こちらに
表示されます										_	
⑫均等割額	均等割軽減割合	⑬均等割軽減額	頁	⑭年保険料	+額	月娄	ý Œ	5)月書	割減額		
				12-13							
										」 特記事	珥
										14 40 1	

備考 必要があるときは所要の変更を加えることができる。

年度 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

年 月 日

様

京都府後期高齢者医療広域連合長

E]

		者医療	寮保険料額を次	のと	:おり変更し	ンました <i>0</i>	りで通知 	口しま	す。 「) 			
被保険	者氏名									年	度分	の後期高	i齢者	医療保险	负料額
被保険	者番号														
決定年	月日														円
決定理	由														
保険料算	定の基礎					 		ı —							
	①賦課のも	とと	なる所得金額	2月	斤得割率	③所得	割額	④均	等割額	Ę	⑤算	出額	6	艮度超過	」 額
						①×	2				3)+4)			
変更前															
変更後									1						
	⑦所得割軽	減額	均等割軽減割台	8埃	了等割軽減額	9年保険	i料額	月数	100月售	削減額	額	11)条例減少	免額	16保険料	料額
						5-6-	7-8						9)+[4]-[0]-	-11)-15
変更前															
変更後															
後期高虧	者医療制度	度に力	叩入する前日に	こお	いて被用者	ई保険のネ	波扶養	者でま	あった	被保	! 険者	針につい	ては、	後期高	齢者
医療制度	ここ たんしん しん	た日の	の属する月から	5 2	年を経過す	トる月ま [~]	でのうう	ち、本	年度	分の	保険	:料算定基	表礎カ	ぶ、こち	らに
表示され	ます。														
	⑩均等割	割額	均等割軽減割	合	⑬均等割転	圣減額	④ 年伊	呆険彩	∤額	月数	汝	⑤月割泊	減額		
							<u>(I</u>	2-13							
変更前															
変更後															
												特記事項	<u>—</u>	_	

備考 必要があるときは所要の変更を加えることができる。

第41号様式(第33条関係)

年度 後期高齢者医療仮徴収額決定通知書

年 月 日

印

様

京都府後期高齢者医療広域連合長

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定いたしましたので通知します。

被保険者氏名			仮徴収額
被保険者番号			
決定年月日			円
決定理由			
保険料算定の基礎			
前年度保険料額	仮徴収額		
		特記事項	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

(, =, =, , , , , , , , , , , , , , , , ,	高齢者医療広域連合 b 由 詩 考 d		
	中明石川	主所	
	申請者 被保険	氏名 <u></u> 考との関係	
		医療に関する条例第17 保険料の徴収猶予を申請	
		記	
被保険者等			
氏名カナ			
氏 名			
住所			
被保険者番号		電話番号	
世帯主氏名			
世帯主住所			
保険料の額等			
納期	保険料額	徵収猶予期間	備考
合 計			

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度分保険料の徴収猶予申請について、 次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名			被保険者番号		
徴収猶予決定年月	日	F 月	日		
決 定 理 由					
納期	保険料額	徴収着		備考	
合計					

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度分保険料の徴収猶予申請について、 次のとおり却下しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者	皆番号		
徴収猶予決定年月日		年 月		目			
却下理由	1						
納期	保隆	食料額	徴収犯	首予期間		備	考
合計							

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

後期高齢者医療保険料減免申請書

(宛先) 京都府後期高齢者医療広域連合長

		住所			
		·长名			
	被保険	音者との関係			
京都府後期高齢者医療 原	広域連合後期高齢者医療	そに関する条例第18条約	第2項の規定により、		
おり関係書類を添えて	て後期高齢者医療保険料	∤の減免を申請します。			
+b+ /口 P人 → * たた	部	2			
被保険者等 氏名カナ					
氏 名					
住 所					
被保険者番号	電話番号				
世帯主氏名					
世帯主住所					
保険料の額等					
納期	保険料額	納期	保険料額		
		合計保険料額			
申請理由					
1 #17-24					

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療保険料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のありました後期高齢者医療保険料減免申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

氏 名				年 度 区 分	年度	
				被保険者番号		
決定年	月日	年	月日	決定減免額	円	
減免前保険	段料額		円	減免後保険料額	円	
減免理由						

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療保険料減免却下通知書

年 月 日付けで申請のありました後期高齢者医療保険料減免申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

							1
氏名						年 度 区 分	年度
						被保険者番号	
決定年	月日		年	月	日	決定減免額	円
減免前保险) 料額				円	減免後保険料額	円
減免却下理由							

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

年 月 日 京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度分保険料の徴収猶予について、次のとおり取消しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者	· 番号	
徴収猶予取消年月	日	年 月 日		
取 消 理 由				
納期	保険料額	取消前徴収猶予期間	取消後納期限	備考
 合計				
- ···				

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないときや決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都府後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、京都府後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療保険料減免取消通知書

年 月 日付けで決定しました後期高齢者医療保険料減免決定については、次の とおり取消しましたので通知します。

氏 名						年 度	区 分	年度
氏 名						被保険	者番号	
減免取消年	月日	年		月	日	取消前	減免額	円
減免取消前保	資料額				円	減免取消		円
		減	免	取	消理	且由		

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないときや決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都府後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、京都府後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

様

年度分 後期高齢者医療簡易申告書

年 月 日提出

(宛先) 京都府後期高齢者医療広域連合長

この申告書は 年度後期高齢者医療保険料算定及び自己負担限度額の判定の基礎となります。 様分の

年1月1日から 年12月31日までの1年間の収入

	1 -/	1 T H	., , , , = -	, , , , , , , ,	1 0 0 0	- 1 11.0	V • / •	
氏		名					職業	
1		70	(生年月日)	年	月	日生	電話	
現	住	所					(世帯主の氏	名)

①所得金額等

山川特金	识寸					
所得の	重類	A 収入金額	・ 選必要経(専従者給与額・控除		©所得金額(△-B)	備考
営	業	円		円	円	
不 動	産	円		円	円	
農	業	円		円	円	
専 従 控	者 除			円		※営業、不動産、農業の 必要経費の内数
給	与	円	※ 1	田		※特定支出額がある場合 は必要経費に記入
専 従給	者 与	円				※給与収入額の内数
年	金	円			※ 1	※遺族年金・障害年金等非課 税年金を除く
譲	渡	円				※下記②欄に必要事項を記入してください。
その(他)	円		円	円	
無収入の	場合	生活維持のための収入内	○の扶養	を、預貯金等)を記載して	ください。	
合計所得	金額?		円	所得金	:額調整控除額※1	円

^{※1} 令和2年度以前は、記入不要です。

②譲渡所得に関する事項

資産の種類	左の資産を取得した年月日	譲渡した年月日	特別控除の特例等
(○印を付けてください)	左の負座を取得した平月日	議役した平月日	付別程序の行例等
1 土地建物等			交換買換・収容・居住用財産
2 その他の資産			その他 ()

(回答、問い合わせ先) 住 所 電話番号

後期高齡者医療傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)

被	保険 ² 氏名	者					被保険:番号	者								
症状	犬が出力	た日	令和	年	月	B	相談セ	国者・接続 ンターへ(した場合(の相談			令和 (午前		午後		日 須)
		1	医療機関	の受診状況	兄		1	1. 受診した 2.				受診	してい	ない		
								令和]	年		月		日		
	②上記で「受診した」と回答した場合 医療機関の受診日							令和]	年		月		日		
								令和]	年		月		日		
③症状(具体的に)																
(A):	令和 年 月 日から							期間のう								
	(④療養のために 休んだ期間 令和 年 月 日まで						が疑わ	コナウイル れる場合? 定がなか~	を含む)によらな			り感染			日
6	給与	等の支払)ために休 ふいを受け 受けられる		1	. は	い		2.	い	いき	₹				
⑥で「はい」と回答した場合、その給 (⑦) 与等の額と、その報酬支払の対象と							ロ 年 月 日から (給与等の額:円)							円)		
<i>(</i>)		が観と、そ :(なる) 其	令和	年 月	日まで		_						円			
			·機関 称				銀行・金庫・信組 本店・支店 出張所・本店営 出張所・本店営 本所・支所 その他() その他(※ゆうちょ銀行の場合は、3桁の店番を割						本店営業 ・ 支所)		
振道	込先	預金	:種別		通・当			番号								
				その他	1)	※左詰めでこ	記入ください	``							
			口座名義													
			(カタカナ	-)	※左詰め	で記入して	 (ださい。濁点、 ^j	半濁点は1	字とし	て、姓と名	名の間に	は1字空	けてくた	さい。		
なお	上記のとおり申請します。 なお、京都府後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合は、関係書類等を発行した事業主及び医療機関又 は、帰国者・接触者相談センター等の関係機関に対して照会を行うことに同意します。															
令和	0	年	月	日												
(宛	先)京	都府後	期高齢	诸医療应	域連合	·長										
申請	青者	住戶	斤													
		氏名	3													
		電記	話番号	()	l										

[※]申請者及び振込先の口座名義人が被保険者本人でない場合は、別途委任状の提出が必要です。

後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(事業主記入用)

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況及び賃金支払状況等をご記入ください。

		被保険者	氏名																	
	きなが	型コロナウイル かった期間の の事由による	する月に	おける動き	#状況			bhōi	集合を1	tc)I	より	、労務	に服す	ることが	ለ _ሞ	Ž	無給	か事[休暇	由によ	iる 数
	÷	和 年 月	1 10	2 3 17 18	4 5 19 20	6 21	7 8 1 22	9 1 23 24	-	12 26 2	13 7 2	14 18 29	15 30	31	T					
	令日	和 年)	1 10	2 3 17 18	4 5 19 20	6 21	7 8 1 22 :	9 1 23 24		12 26 2	13 7 1	14 18 29	15 30	31						B
	令日	帕 隼 丿	9 . 16	2 3 17 18	4 5 19 20	21	7 8 1 22 :	9 1 23 24		12 26 2	13 7 2	14 18 29	15	31	\perp					
	きなが	型コロナウイル かった期間の異 かは〇】、【有給)他の体職(賃	する月の 休暖は△	直近3か月 】、【上記6	の動務も の事由に	大沢	無給休司	lt×)	.[t の										日数	tの計 計)
	4	ha ≇ J	1 16		4 5 19 20	6 21	7 8 1 22	9 1 23 24		12 26 2	13 7 2	14 18 29	15 30	31						B
	÷	fa 年 J	1 1	2 3 17 18	4 5 19 20	6 21	7 8 1 22	9 1 23 24		12 26 2	13 7 2	14 18 29	15 30	31						B
	令日	和 年 丿	1 . 16	2 3 17 18	4 5 19 20	6 21	7 8 1 22	9 1 23 24		12 26 2	13 7 1	14 18 29	15 30	31	Т					B
	令	和 年)	1 1 16	2 3 17 18	4 5 19 20	6 21	7 8 1 22 :	9 1 23 24		12 26 2	13 7 2	14 18 29	15 30	31	Т					B
事業	වන	期間に対して、	1 .	はい	給与	D	口月給		時間					88	B					日
主		支払いましたか	2	いいえ	種類	i	□ 日給		口歩合 口その		,	金		支払		- 当				B
が証	(2)0	が期間の課	税対象	となるま	金支倉	åŧ	犬沢を	記	くだ	さい。	1:1	څل	期末	動勉	手当()	黄与	りは	除く。		
明	Ш	期間					_	3	B		-		月	_	~	-		月	_	~
する		区分		単価(P	4)			1	日 :	<u>分</u>	4		月 B)支	給額	<u>分</u> (円)	+		月 C)支	日	<u>分</u> (円)
るとこ		基本給	$\overline{}$	ПП	П	Н	ΤŤ	1/ X/#	D PREFE	7/	₼	_	D/文	柳田	111	+	Ť	0/又	FO REE	177
3			╎┼┼	┿	##		╎┼┼	₩	#	#	Н	H	쀼	₩	₩		H	#	ዙ	₩
	_	時輪	╎╠┼	₩	₩		╎╠	₩	₩	₩	П	늗	#	₩	₩		片	#	₩	₩
	支給	手当	Щ	Щ	Щ		╵╙	Щ	Щ	Щ	П	╚	Щ	Щ	Щ		Ц	Щ	Щ	Щ
	Ļ	手当	Ш		Ш		Ш	Ш	Ш	Ш	П		Ш	Ш	Ш			\coprod	Ш	Ш
	た賃	手当		\prod	${ m III}$			\Box	П	П	П		П	П	Ш				П	\Box
	金内	手当	П	Ш	П		П	П	П	П	П	Г	П	П	П		П	П	П	$\Box\Box$
	訳	現物給与	▕▔	$\overline{\Box}$	Ħ		▎Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	il	F	$\overline{}$	Ħ	Ħ		Ħ	市	Ħ	Ħ
		2+	╠	$\overline{\Box}$	₩		片	Ħ	Ħ	Ħ	Н	F	Ħ	Ħ	Ħ		Ħ	十	Ħ	Ħ
						Н		⊕ ∧:	F-60-8	D-96 /	L 4	2 (A)		C) の1	\#£\	+	Ħ	÷	Ħ	Пе
		黄金計算方:	去(欠勤	國籍計 章	方法等)	55						E (A	,~(5,001	B 817	_			<u>ш</u>	Пы
		記のとおり 事業所所 事業所名 事業主氏	生地 称	いことき	証明し	ま	す 。						令和	0	年			月		B
	-	担当者氏名						\top	1	話報	号		()					

後期高齡者医療傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)

	被保険者氏名								
	傷病名				初診日	令和	年	月	B
	発病年月日	令和	年	月	B				
	労務不能と	令和	年	月	日から	発病の原因			
	認めた期間	令和	年	月	日まで				
	こナ 3 №5廿0月月	令和	年	月	日から	療養費用の種別	□ 国保	□ 公費□ そのf	
医	うち、入院期間	令和	年	月	日まで	転帰	□ 治癒□ 繰越	□ 中止	
療機関		令和 年	月	1 2 3 16 17 18	4 5 6 7 8 19 20 21 22 2	9 10 11 1:		車	∮療 日数 日
担当者	診療日及び入院していた日を〇で囲んでください。	令和 年	月	1 2 3 16 17 18	4 5 6 7 8 19 20 21 22 2	9 10 11 1		車	∮療 日数 日
が意	<i>720</i> °	令和 年	月	1 2 3	4 5 6 7 8	9 10 11 1:		±	診療 □日数 日
見を	上記の期間中に	L おける「主た							
記入す						手術年月日	令和	年	月 日
るとこ						退院年月日	令和	年	月 日
ろ	症状経過から見る	て従来の職	種に	ついて労務る	下能と認められた	医学的な所見			
						令和	年	月	日
	上記のとおり相違	きありません	' 0						
	医療機関の所在	地							
	医療機関の名称								
	医師の氏名					電話番号			

第54号様式の1 (第5条、第23条、第25条関係)

後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書

交付	寸を衤	希望す	トる	rt.	Ħ			4.左			
被	保	険	者	氏	名			生年	月日		
個	人	番	号								
住			所								

	□マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカ
	ードが手元にない
	□マイナンバーカードを返納する予定である
申請の理由	□介助者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助す
該当するものに	る必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である
☑してくださ	□既に資格確認書の交付を受けているが、任意記載事項についても記載
V'°	したい
	口その他
	※マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができな
	い事情を具体的に記載ください
	任意記載事項の記載を希望する(希望するものすべてに図してください)
任意記載事項の	□自己負担限度額等の適用区分
記載の希望	□特定疾病区分
	□任意記載事項の記載を希望しない

京都府後期高齢者医療広域連合長

上記のとおり、資格確認書の交付・ 任意記載事項の併記 を申請します。

年 月 日

(申 請 者)

氏 名

住 所

電話番号

被保険者本人との関係

年 月 日

後期高齢者医療資格確認書交付申請却下通知書

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項に基づく後期高齢者医療資格確認書交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
却下年月日	年 月 日
却下理由	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないときや決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都府後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、京都府後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

後期高齢者医療資格確認書(資格情報のお知らせ)再交付申請書

申請(届出)者名	被係	以 除者	との	関係	
申請(届出)者住所	電	話	番	号	

被任	保険者	番号						個人都	番号					
被保	フリカ	ザナ											 	
	氏	名												
被保険者	生年月	月日						年	月	ļ	3			
1	住	所												
申	■請の理	由												
(3	起先) 京	都府	後期記	高齢者	医療広	域連合	長							
-	上記のと	おり	資格	確認書	(資格	情報の	お知ら	せ) 0	の再交	付を	申請し	ます。		
		:	年	月	日									

被保険者資格情報交付申請書

届出者名	被保	以険者	との	関係	
届出者住所	電	話	番	号	

被付	保険者番号	個人番	号	
被	フリガナ	 		
被保険者	氏 名			
者	生年月日	年	月	田

(宛先) 京都府後期高齢者医療広域連合長

上記のとおり被保険者資格情報の交付を申請します。

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合

資格情報のお知らせ

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記のとおりお知らせします。

なお、このお知らせのみでは受診できません。

被	保険	者番	号	
氏			名	
負	担	割	合	
有	効	期	限	
発	効	期	日	
交	付 4	年 月	月	

後期高齢者医療資格確認書返還通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 54 条の 2 第 2 項 第 66 条の 2 第 3 項各号 第 67 条第 3 項各号

に基づき、資格確認書を返還してください。

被保険者番号	
氏 名	
返 還 先	
返 還 期 限	

(不服申立て及び取消訴訟)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 京都府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求が あった日から3箇月を経過しても裁決がないときや決定の執行等による著しい損害を避けるための緊 急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都府後期高齢者医療広域連合を被告(代表 者は、京都府後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1年を経過すると訴えを提起できません。

特別療養費の支給に係る事前通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

高齢者の医療の確保に関する法律第82条第1項又は第2項の規定に基づき、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 特別療養費の支給対象者

被保険者番号	氏名

2 特別療養費の支給対象となる日付

年 月 日から

<注意事項>

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。 後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受け ることができます。
- ② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
 - ・滞納している保険料を納めたとき
 - ・災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療等の公 費負担医療を受けることができるに至ったとき

療養の給付等に係る事前通知書

年 月 日

京都府後期高齢者医療広域連合長

印

高齢者の医療の確保に関する法律第82条第4項の規定に基づき、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

被保険者番号	氏名

2 療養の給付等を行う対象となる日付

年 月 日から

<注意事項>

療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分(1割、2割又は 3割)を支払っていただきます。